

事業報告書					
医療法人整理番号		07001			
報告期間	自	令和6年4月1日			
	至	令和7年3月31日			
1 事業報告書の概要					
	(1)	名称	社会医療法人福島厚生会		
		分類①	財団	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
		分類②	社会医療法人		
		分類③	基金制度不採用		
	(2)	事務所の所在地	都道府県	福島県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
			市区町村	福島市	
			町名・番地	北沢又字成出16番地の2	
			建物名		
			従たる事務所の記載はこちら		
	(3)	設立認可年月日	昭和27年6月30日		
	(4)	設立登記年月日	昭和27年6月30日		
	(5)	理事長の氏名	姓	星野	
			名	俊吾	
		役員及び評議員の人数	17		理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要					
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2)	附帯業務	記載はこちら			
(3)	収益業務	記載はこちら			
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
福島県	福島市	北沢又字成出 1 6 番地の2	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	星野	俊吾	福島厚生会理事長
理事	千葉	勝実	福島厚生会顧問
理事	浅野	桂太郎	福島厚生会副理事長
理事	小川	智弘	福島第一病院院長
理事	星野	寧人	福島第一病院副院長
理事	安田	悟	老健ホリスティカかまた施設長、厚生会クリニック院長
監事	佐藤	成	佐藤成公認会計士事務所長 公認会計士
監事	今井	理基夫	今井法律事務所 弁護士
評議員	伊東	純一	月電工業(株)代表取締役会長
評議員	安田	敬	(株)福島人材派遣センター代表取締役社長
評議員	星野	祐二	医師
評議員	猪俣	洋一郎	猪俣整形外科院長 医師
評議員	菅野	次男	(有)掛田電化サービス社長
評議員	鈴木	克子	福島厚生会前総務部長
評議員	佐々木	善宏	(有)佐々木木工所社長
評議員	金子	克之	(株)北陽不動産鑑定事務所代表取締役
評議員	手塚	健一	(株)ウエディングエルティ代表取締役社長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	福島第一病院		0710112434	福島県福島市北沢又字成出16番地の2	196	0	0	0	0	0	0
診療所	厚生会クリニック		0710117086	福島県福島市鎌田字門丈壇4番 1							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	ホリスティカかまた		0750180069	福島県福島市鎌田字門丈壇 4 番1	100	38

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションささや		福島県福島市北沢又字成出16番地の2	
指定居宅介護支援事業所かまた		福島県福島市鎌田字門丈壇4番地 1	
通所リハビリテーション		福島県福島市鎌田字門丈壇4番地 1	
介護付有料老人ホームシャローム		福島県福島市笹谷字上成出15-1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
駐車場業	福島県福島市野田町 3 丁目7-1	
医療介護用品販売	福島県福島市北沢又字成出16番地の2福島第一病院	
医療介護用品販売	福島県福島市鎌田字門丈壇4-1	
保育事業	福島県福島市北沢又字成畑 6 番1	

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年5月15日	理事、監事選任の承認
令和6年6月25日	2023年度事業報告（自2022年4月1日至2023年3月31日）の決定
令和6年6月25日	2023年度決算（自2022年4月1日至2023年3月31日）の決定
令和7年3月11日	2025年度事業計画（自2025年4月1日至2026年3月31日）の決定
令和7年3月11日	2025年度収支予算（自2025年4月1日至2026年3月31日）の決定
令和7年3月11日	2025年度借入限度額の決定
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人福島厚生会
所在地 福島県福島市北沢又字出 1 6 番地の2

※医療法人整理番号 07001

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,378,653	I 流動負債	411,877
現金及び預金	737,688	買掛金	55,950
事業未収金	516,628	短期借入金	86,464
未収収益	102,260	未払金	100,395
たな卸資産	16,213	未払費用	54,295
前払費用	6,798	未払法人税等	72
その他の流動資産	2,066	未払消費税等	2,686
貸倒引当金	-3,000	預り金	28,744
		前受収益	6,070
		賞与引当金	77,200
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	4,317,332	II 固定負債	1,915,010
1 有形固定資産	4,262,954	長期借入金	1,627,314
建物	1,840,020	長期未払金	19,893
構築物	63,165	その他の固定負債	4,900
医療用器械備品	261,623	退職給付引当金	262,902
その他の器械備品	67,189	その他の固定負債	
車両及び船舶	1,104		
土地	1,956,076		
建設仮勘定	73,777		
その他の有形固定資産			
		負債合計	2,326,888
		純資産の部	
2 無形固定資産	36,820	科目	金額
借地権	8,812	I 基金	
ソフトウェア	27,472	II 積立金	3,369,097
その他の無形固定資産	536	設立等積立金	1,223
3 その他の資産	17,558	圧縮積立金	198,692
その他長期貸付金	8,800	繰越利益積立金	3,169,182
長期前払費用	2,302		
その他の固定資産	6,956		
貸倒引当金	-500		
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	5,695,985	純資産合計	3,369,097
		負債・純資産合計	5,695,985

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人福島厚生会
所在地 福島県福島市北沢又字成出16番地の2

医療法人整理番号	07001
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,106,272
2 事業費用			
(1) 事業費	3,059,338		
(2) 本部費	111,628		3,170,966
本来業務事業損失			64,694
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			440,367
2 事業費用			402,288
附帯業務事業利益			38,079
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			41,218
2 事業費用			58,063
収益業務事業損失			16,845
事業損失			43,460
II 事業外収益			
受取利息	478		
その他の事業外収益	0		478
III 事業外費用			
支払利息	12,034		
その他の事業外費用	0		12,034
経常損失			55,016
IV 特別利益			
固定資産売却益	10,181		
その他の特別利益	0		10,181
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	41		41
税引前当期純損失			44,876
法人税・住民税及び事業税	72		
法人税等調整額	0		72
当期純損失			44,948

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 福島厚生会	※医療法人整理番号
所在地 福島市北沢又字成出16番地の2	

財 産 目 録
(2025 年 3 月 31 日現在)

1 資	産	額	5,695,985 千円	
2 負	債	額	2,326,888 千円	
3 純	資	産	額	3,369,097 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,378,653
B 固 定 資 産	4,317,332
C 資 産 合 計 (A + B)	5,695,985
D 負 債 合 計	2,326,888
E 純 資 産 (C - D)	3,369,097

土地及び建物については、該当する欄の口を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

[illegible][illegible]

法人名 医療法人〇〇会

所在地 XX県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	(株) A (注) 1	XX県〇〇郡（市）	632, 850	医薬品の卸	医薬品の購入	医薬品の購入 (注) 2	1, 518, 844	買掛金	126, 570

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）１．当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表取締役である法人。

（注）２．A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	XX XX	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	19, 572	前払費用	1, 631

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）１．不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

法人名 医療法人〇〇会

所在地 XX県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 （千円）	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員の近親者が株主 総会の議決権の過半 数を占めている法人	（株）A （注）1	XX県〇〇郡（市）	632,850	医薬品の卸	医薬品の購入	医薬品の購入 （注）2	1,518,844	買掛金	126,570

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。

（注）2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員の近親者	XX XX	薬剤師	当法人理事長の 配偶者、不動産 の賃借	賃借料の支払い （注）1	19,572	前払費用	1,631

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監事監査報告書

社会医療法人福島厚生会
理事長星野俊吾殿

私達は、社会医療法人福島厚生会の 2024 年度会計年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私達は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

③ 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

2025 年 6 月 5 日

社会医療法人福島厚生会

監事 今井理基夫

監事 佐藤成

独立監査人の監査報告書

令和7年5月26日

社会医療法人福島厚生会

理 事 会 御 中

尾形克彦公認会計士事務所

福島県福島市

公認会計士

尾形克彦

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人福島厚生会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために

理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月26日

社会医療法人福島厚生会

監事 佐藤 成 殿
監事 今井 理基夫 殿

尾形克彦公認会計士事務所
福島県福島市
公認会計士

尾形克彦

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人福島厚生会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することに

ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上